

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の男女の給与の額の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）

（1）全職員に係る情報

職員区分	R4	R5	R6	R7
任期の定めのない常勤職員	61.7 % (医師 81.2%、医師以外 102.7%)	62.4 % (医師 81.4%、医師以外 101.7%)	62.2 % (医師 80.2%、医師以外 98.7%)	64.5 % (医師 83.2%、医師以外 101.1%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	53.6 % (医師 93.0%、医師以外 98.3%)	56.2 % (医師 75.9%、医師以外 104.1%)	59.7 % (医師 79.2%、医師以外 108.9%)	63.3 % (医師 78.7%、医師以外 108.6%)
全職員	54.7 % (医師 78.6%、医師以外 91.1%)	56.7 % (医師 77.3%、医師以外 93.0%)	58.3 % (医師 78.2%、医師以外 93.3%)	60.4 % (医師 80.8%、医師以外 95.1%)

（2）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

ア 役職段階別

役職段階	R4	R5	R6	R7
本庁部局長・次長相当職（県の部長・副部長級）	115.2 %	119.6 %	128.2 %	128.6 %
本庁課長相当職（県の総括課長級）	72.5 %	75.9 %	72.0 %	72.1 %
本庁課長補佐相当職（県の担当課長級）	99.5 %	93.6 %	103.6 %	103.1 %
本庁係長相当職（県の主査・主任主査級）	77.4 %	76.3 %	76.6 %	78.7 %

イ 勤続年数別

勤続年数	R4	R5	R6	R7
36年以上	77.9 %	79.5 %	82.7 %	72.5 %
31～35年	67.0 %	72.1 %	73.0 %	76.0 %
26～30年	71.7 %	69.6 %	76.6 %	71.0 %
21～25年	62.3 %	66.6 %	66.1 %	65.7 %
16～20年	59.3 %	62.6 %	63.0 %	66.8 %
11～15年	66.9 %	69.0 %	67.4 %	70.4 %
6～10年	62.1 %	59.4 %	58.0 %	62.8 %
1～5年	49.9 %	51.0 %	50.7 %	52.5 %

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出していること。

【説明欄】

（全職員に係る情報について）

① 任期の定めのない常勤職員

給与水準が高く、男女の差異が大きい医師について、男性職員の割合が高いことから、相対的に男女の差異が大きくなるもの。（医師における男性職員の割合 81.3%、医師以外における男性職員の割合 23.3%）

〔医師〕男女の平均年齢に7.1歳の差（平均年齢：男性43.36歳、女性36.24歳）があるため、男性職員の給料月額が高くなっていること。

〔医師以外〕女性職員の割合が高い看護職員において、特殊勤務手当の1人当たり支給額が大きいこと。

② 任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員・再任用職員・任期付職員等）

給与水準が高い任期付職員である医師及び臨時医師は、男性職員の割合が高く、会計年度任用職員は、女性職員の割合が高いため、差が生じるもの。

③ 全職員

「②任期の定めのない常勤職員以外の職員」よりも、相対的に給与水準の高い「①任期の定めのない常勤職員」の構成割合が、男性職員の方が高いことから差が生じるもの。

（全職員に占める「①任期の定めのない常勤職員」の割合 男性職員 82.8%、女性職員 67.5%）

2 管理的地位（本県総括課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合（各年度5月1日現在）

R4	R5	R6	R7	R8
17.9%	18.6%	20.3%	20.0%	20.8%

※ 「管理的地位」とは、本県における総括課長以上の職位にある職員であるもの。

3 各役職階段にある職員に占める女性職員の割合（各年度5月1日現在）

区分	R4	R5	R6	R7	R8
部長・副部長級	4.3%	4.0%	3.8%	3.6%	4.2%
総括課長級	20.1%	21.3%	23.5%	23.8%	24.2%
担当課長級	20.9%	21.1%	23.5%	24.8%	24.0%
主任主査級	70.0%	70.1%	69.5%	71.6%	72.4%
主査級	67.1%	66.1%	68.5%	66.3%	68.1%
主任級	80.6%	79.3%	77.1%	77.0%	76.1%
主事級	78.3%	78.7%	79.5%	79.4%	79.0%

※ 国等への派遣職員、任期付職員及び再任用職員（常勤職員に限る。）を含んでいること。

4 職員に占める女性の割合（各年度5月1日現在）

区分	R4	R5	R6	R7	R8
全体	70.1%	70.1%	70.5%	70.5%	70.1%

※ 国等への派遣職員、任期付職員及び再任用職員（常勤職員に限る。）を含んでいること。

5 採用した職員に占める女性の割合（各年度5月1日現在）

区分	R4	R5	R6	R7	R8
全体	58.4%	57.0%	57.8%	54.5%	55.7%

6 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

ア 常勤職員

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	28.6 %	48.7 %	40.3 %	64.9 %
女性	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

イ 会計年度任用職員

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	—	—	—	—
女性	—	—	100.0 %	100.0 %

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度				令和7年度			
	常勤職員		常勤職員		常勤職員		会計年度任用職員		常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1週間未満	15.0%	0.0%	13.6%	0.0%	8.1%	0.0%	—	0.0%	7.0%	0.0%	—	6.3%
1週間以上2週間未満	10.0%	0.0%	9.1%	0.0%	5.4%	0.0%	—	4.2%	8.8%	0.6%	—	0.0%
2週間以上1月以下	55.0%	0.6%	52.3%	0.0%	56.8%	0.0%	—	16.7%	40.4%	0.0%	—	25.0%
1月超3月以下	20.0%	1.7%	22.7%	0.6%	10.8%	1.3%	—	16.7%	31.6%	2.4%	—	12.5%
3月超6月以下	0.0%	2.4%	2.3%	3.0%	13.5%	3.9%	—	29.1%	7.0%	3.1%	—	18.7%
6月超9月以下	0.0%	5.7%	0.0%	4.9%	2.7%	5.2%	—	33.3%	5.3%	7.9%	—	12.5%
9月超12月以下	0.0%	48.3%	0.0%	55.5%	2.7%	38.7%	—	0.0%	0.0%	43.3%	—	25.0%
12月超24月以下	0.0%	37.5%	0.0%	28.1%	0.0%	39.3%	—	0.0%	0.0%	37.2%	—	0.0%
24月超	0.0%	4.0%	0.0%	7.9%	0.0%	11.6%	—	0.0%	0.0%	5.5%	—	0.0%

※ 「取得期間」については、総務省の実施する「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」と同様に、前年度中に新たに育児休業を取得した職員が承認された育児休業の期間として算出したものである。

【説明欄】

① 男女別の育児休業取得率について

令和7年度における常勤職員の育児休業取得率は、男性職員 64.9%、女性職員 100.0%となっており、引き続き女性全員が育児休業を取得するとともに、男性職員の取得率も上昇している。男性職員の取得率は令和4年度の 25.4%から大幅に上昇しており、育児休業制度の周知や取得しやすい職場環境づくりの取組により、男性職員の育児参加が着実に進んでいるものと考えられる。今後は、育児休業取得率が低い状況にある男性医師に対し、休業等の制度に関する当事者と所属の理解を促し、職員が希望するタイミングや期間で取得できる職場環境づくりを進めていく必要がある。

② 男女別の育児休業の取得期間の分布状況について

育児休業の取得期間については、男性職員は「2週間以上1か月以下」及び「1か月超3か月以下」の割合が高く、比較的短期間から中期間の取得が中心となっているが、特に「1か月超3か月以下」の割合が前年度と比べ約3倍に伸びており、1ヶ月を超えて育児休業を取得する男性職員が増加している。また、女性職員は「9か月超12か月以下」及び「12か月超24か月以下」の割合が高く、長期間の取得が中心となっている。今後は、男性職員がより長期間の育児休業を取得しやすい職場環境の整備や業務支援体制の充実を図り、育児への主体的な参画を一層促進していく必要がある。

7 職員一人当たりの超過勤務時間

R4	R5	R6	R7
13.9 時間/月	12.9 時間/月	13.1 時間/月	13.1 時間/月

※ 各年度における医療局職員に係る実績値であること。

8 年次休暇の取得率

R4	R5	R6	R7
44.5%	45.5%	51.0%	53.0%

※ 各年1月～12月における常勤職員に係る実績値であること。

【問合せ先】 職員課 (019-629-6322)